

## 総論

私立学校に在学する学生生徒などの割合は、大学・短大で約7割、高等学校で約3割、幼稚園で約9割、専修学校・各種学校で9割以上となっています。また、グローバルな知識基盤社会の中で、各私立学校には多様化する国民のニーズ（需要）に応じた特色ある教育研究の推進が求められており、建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開しています。

文部科学省は、「第3期教育振興基本計画」において「私立学校の教育研究基盤の強化」を施策群の一つとして掲げるなど、私立学校の振興を重要な政策課題として位置付けています。具体的には、私立学校の教育研究条件の維持向上と在学する学生生徒などの修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、①学校法人制度の改善、②教職員の人件費や教育研究に係る経費などの経常費や施設整備費に対する補助、③日本私立学校振興・共済事業団による貸付け、④税制上の支援措置、⑤学校法人に対する経営支援、をはじめとする振興方策を講じて一層の充実に努めています。

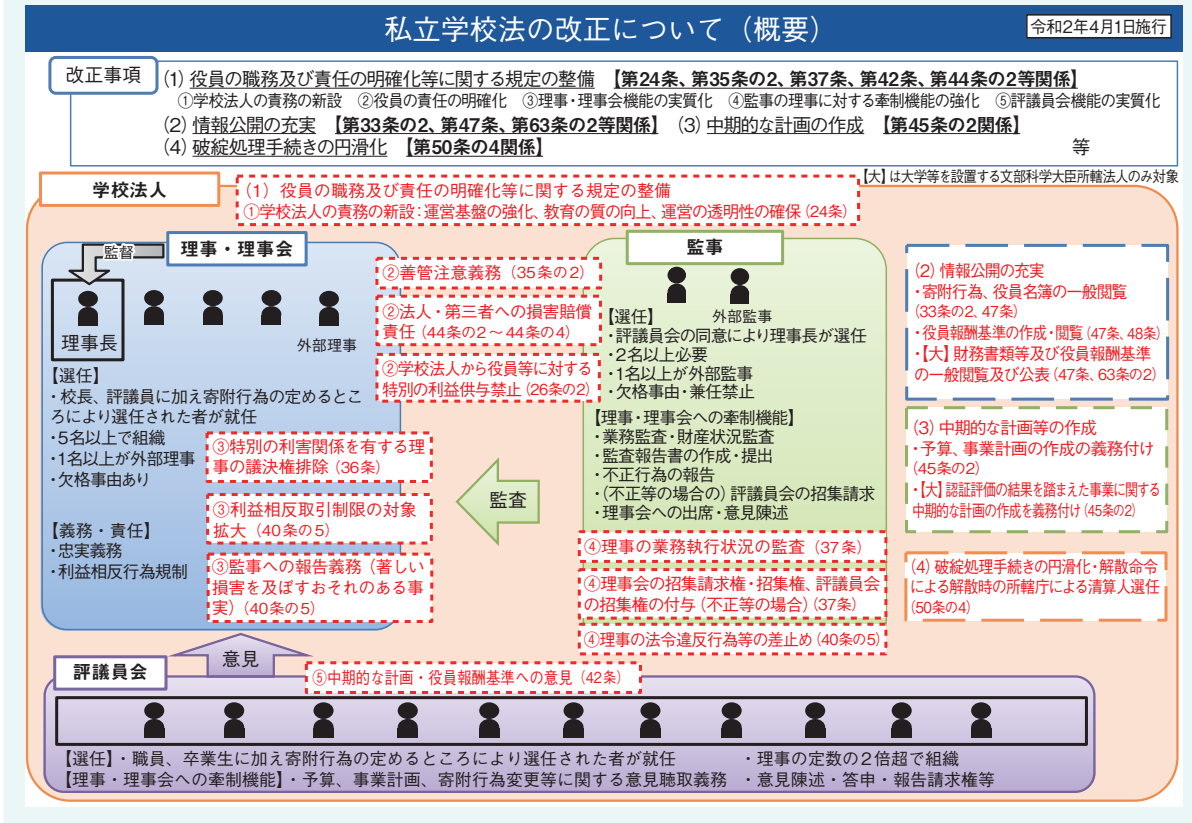
各私立学校には、それぞれの自助努力によって経営基盤の維持・強化を進め、教育研究内容や財務状況に関する情報公開を積極的に行いつつ、国民の要請に応える個性的で魅力あふれる学校づくりを進めることが期待されています。

## 第1節

## 学校法人制度の改善

我が国の教育に大きな役割を担う私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、令和元年に私立学校法の改正がなされ、2年4月1日に施行しました。この改正により、①役員の職務及び責任の明確化（学校法人や第三者に対する役員の損害賠償責任、監事による理事の行為の差止め請求権等）、②情報公開の充実（財務書類等及び役員報酬支給基準の一般閲覧及び公表（文部科学大臣所轄法人）、寄附行為・役員名簿の一般閲覧等）、③認証評価の結果を踏まえた中期的な計画の作成（文部科学大臣所轄法人）、④破綻処理手続の円滑化（所轄庁による清算人の選任）等が新たに規定されたほか、学校法人の責務規定が新設され、運営基盤の強化、設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保に努めることとされました（[図表 2-6-1](#)）。

図表 2-6-1 私立学校法の改正について（概要）



また、この法改正の方向性を提言した大学設置・学校法人審議会では、自主的なガバナンスの一層の向上に向けて、私学団体が自ら行動規範を定めることも提言されました。令和2年1月までに、全ての私立大学団体でそれぞれの「ガバナンス・コード」が策定され、加盟校の取組も始まっています。

さらに、国会の附帯決議や閣議決定を踏まえ、「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」を開催し、令和3年3月に大学を設置する学校法人に係る今後の取組の基本的な方向性に関する提言が取りまとめられました。この提言では、①評議員会の基本的な職務の強化（役員を選解任、運営の重要事項の議決等）、②評議員の在り方の見直し（評議員の構成、解任の訴えの仕組みの整備等）、③理事会の監督機能・監事の独立性の強化（理事長の選定・解職、監事の選解任手続等）、④ガバナンス・コードの段階的な充実など、が提示されています。

これらを踏まえ、学校法人のガバナンスの発揮に向けて、今後さらに具体的な検討を進めてまいります。

## 第2節 私立学校に対する助成

### 1 私立大学等に対する助成

#### (1) 経常費に対する補助

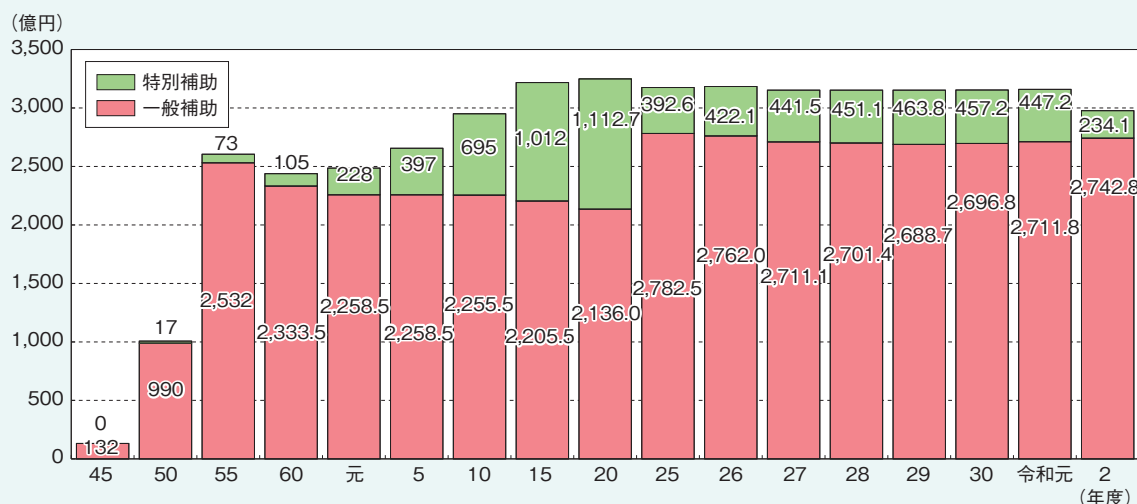
文部科学省は、昭和50年に制定された「私立学校振興助成法」の趣旨に基づき、①教育条件の維持及び向上、②学生等の修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性の向上を目的として、私立の大学、短期大学、高等専門学校における教育研究に必要な経常的経費（教職

員の給与費、教育研究経費など) に対して補助を行っています。令和2年度予算では、約2,977億円を計上しています。この補助には、大きく分けて「一般補助」と「特別補助」があり、2年度は一般補助の割合を約92%としています(図表2-6-2)。

図表 2-6-2 私立大学等経常費補助金予算額の推移

単位：億円

年度	昭和45	50	55	60	平成元	5	10	15	20	25	26	27	28	29	30	令和元	2
一般補助	132	990	2,532	2,333.5	2,258.5	2,258.5	2,255.5	2,205.5	2,136.0	2,782.5	2,762.0	2,711.1	2,701.4	2,688.7	2,696.8	2,711.8	2,742.8
特別補助	0	17	73	105	228	397	695	1,012	1,112.7	392.6	422.1	441.5	451.1	463.8	457.2	447.2	234.1
合計	132	1,007	2,605	2,438.5	2,486.5	2,655.5	2,950.5	3,217.5	3,248.7	3,175.2	3,184.0	3,152.5	3,152.5	3,152.5	3,154.0	3,159.0	2,976.9



一般補助の配分に当たっては、①教育条件、②財政状況、③情報公開、④教育の質の客観的な指標に基づき補助金額を増減し、効果的・効率的な配分を行っています。

特別補助は、自らの特色を生かして改革に取り組む大学等を重点的に支援することとし、令和2年度には、特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」や、大学院生、優秀な若手・女性研究者、子育て世代の研究者の支援などを行っています。

## (2) 施設・設備等の整備に対する補助

私立大学等が実施する施設・設備等の整備については、次のような補助を行っています。

- ①校舎等の耐震改築及び耐震補強工事(非構造部材の耐震対策工事を含む。)、防災機能強化のための工事に対する補助や、アスベスト対策工事及びバリアフリー化工事に対する補助
- ②教育・研究に必要な装置・設備の整備に対する補助

令和2年度予算では、私立学校施設・設備の整備の推進のために約133億円(私立高等学校等への施設及び設備整備費を含む。)を計上したほか、補正予算において私立学校施設の耐震対策等のために約101億円(私立高等学校等への施設整備費を含む。)を計上しました。

## 2 私立高等学校等に対する助成

### (1) 経常費助成費等に対する補助

私立の高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校の運営のために必要となる経常的経費については、都道府県が助成しています。文部科学省は、初等中等教育の全国的水準の維持向上のため、都道府県が行う助成に対して国庫補助を行っています。また、都道府県に対して地方財政措置が講じられています(図表2-6-

3)。

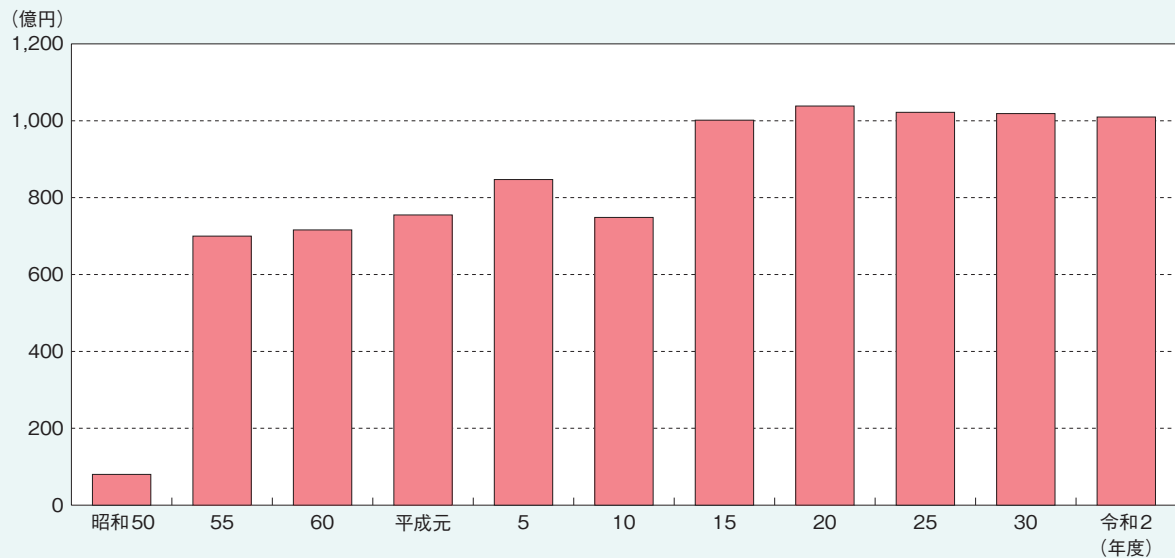
図表 2-6-3 私立高等学校等経常費助成費等補助の推移

年度	昭和50	55	60	平成元	5	10	15	20	25	30	令和2
補助金額	80.0	700.0	716.0	755.0	847.0	748.5	1,001.5	1,038.5	1,022.1	1,020.9	1,016.9 (1,028.8)

単位：億円

↑  
私立学校振興助成法成立・補助金制度創設

※ ( ) 内は、子ども・子育て支援新制度への移行分等を含めた金額



令和2年度予算では、約1,017億円の国庫補助金を措置するとともに、地方交付税措置の充実が図られています。

国庫補助金では、ICTを活用した教育の推進や外部人材の活用などを進める学校への支援拡充、私立幼稚園における特別な支援が必要な幼児の受入れや預かり保育への支援など、私立学校の特色ある取組を支援しています。

## (2) 施設・設備の整備に対する補助

校舎施設の機能をより高めることを目的として私立学校が実施する施設整備に要する経費の一部を補助しています。具体的には、耐震改築及び耐震補強（非構造部材の耐震対策工事を含む。）など施設の防災機能強化・安全機能強化のための施設整備（地震による倒壊の危険性が高い（Is値\*10.3未満）学校施設の耐震改修については、補助率を3分の1から2分の1に引き上げています。）や、アスベスト対策工事やバリアフリー化工事などに対する補助を行っています。

前述のとおり、令和2年度には、私立学校施設・設備の整備の推進のために約133億円（私立大学等への施設、装置及び設備整備費並びに私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費を含む。）の予算を計上したほか、補正予算において、私立学校施設の耐震対策等のために約101億円（私立大学等への施設整備費を含む。）を、また「GIGAスクール構想の実現」のための私立学校への支援として約144億円を計上しました。

また、私立高等学校等におけるコンピュータなどのICT教育設備の購入に要する経費の

\*1 Is値：「構造耐震指標」（Seismic Index of Structure）。建物の構造的な耐震性を評価する指標。Is値が大きいほど耐震性が高い。「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）において、Is値が0.3未満の建物は地震によって倒壊又は崩壊する危険性が高いとされている。

一部を補助する「私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業」を実施しており、令和2年度は約10億円の予算を計上したほか、補正予算において、約5億円を計上しました。

### (3) 教員研修事業費等に対する補助

私立学校における教育指導の充実を図るため、一般財団法人日本私学教育研究所が実施する私立高等学校などの初任者研修事業などに要する経費の一部を補助しています。令和2年度は約2,000万円の予算を計上しています。

## 3 私立学校施設高度化推進事業

私立学校施設の耐震化を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団からの融資を受けて実施される私立学校の耐震改築・改修事業や私立大学病院の建て替え整備事業等について利子助成を行っています。令和2年度は約8億円の予算を計上しています。

## 4 私立専修学校に対する助成

文部科学省は、専修学校がその柔軟な制度の下で、社会の多様なニーズに対応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として発展していくため、様々な施策を実施しています。

具体的には、教育装置・情報処理関係設備の整備、学校施設や非構造部材の耐震化工事等、専修学校における教育環境の充実や安全・安心な学校施設の整備に要する経費の一部を補助しています。また、専修学校教員の資質向上を図るため、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が行う教員研修事業等に要する経費の一部を補助しています。さらに、専修学校等が産業界等と協働して、産業界の人材ニーズに対応した専門人材養成をするための教育プログラムの開発・実証等を委託するなど、専修学校教育の一層の振興を図っています。

## 第3節

# 私立学校振興方策の充実

## 1 日本私立学校振興・共済事業団の事業

日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実・向上と経営の安定を図るための助成業務、私立学校を設置する学校法人に対する経営等に関する相談業務、及び私立学校教職員の福利厚生を図るための共済業務を総合的に行っています。

具体的には、私立学校振興のための助成業務として、文部科学省から私立大学等経常費補助金<sup>\*2</sup>の交付を受け、私立大学等を設置している学校法人に交付しています。令和2年度は約2,977億円を交付しています。

さらに、私立学校の施設・設備の整備などに必要な資金について、長期・低利の有利な条件で学校法人への貸付けを実施しています。特に耐震改築事業及び耐震改修事業に対しては、文部科学省からの利子助成（私立学校施設高度化推進事業費補助金<sup>\*3</sup>）により、実質的には通常の融資よりも有利な条件での融資を実施しています。

学校法人に対する経営等に関する相談業務としては、私立学校の教育条件や経営に関する情報の収集を行うとともに、学校法人等の依頼に応じて経営相談を実施しています。この業務の一環として、理事長・学長等を対象とした「私学リーダーズセミナー」や将来学校運営

\*2 参照：第2部第6章第2節1 (1)

\*3 参照：第2部第6章第2節3

の中核を担う若手職員を対象とした「私学スタッフセミナー」を開催しているほか、「専門人材バンク」を設けて専門知識を有する人材を派遣しています。

また、私立学校教職員のための共済業務を実施しています。具体的には、①私立学校教職員共済制度の加入者とその家族の病気・けが・出産・死亡又は災害などに対して給付を行う短期給付事業、②加入者の老齢・退職・障害又は死亡に対して年金の給付を行う厚生年金保険給付事業及び退職等年金給付事業、③加入者の病気の予防等に係る健診事業、病院や宿泊施設の運営、加入者を対象とした資金の貸付けや、貯金の受入れなどを行う福祉事業を実施しています。

## 2 私立学校に関する税制

私立学校を設置する学校法人に関しては、私立学校教育の振興や学校法人の公益性の観点から、収益事業を行う場合を除き、法人税・事業税等は非課税とされ、収益事業から生ずる所得についても、法人税には軽減税率が適用されています。また、学校法人が自ら直接保育又は教育のために使用する不動産に関しては、不動産取得税・固定資産税・登録免許税が非課税とされています。さらに、一定の要件を満たした学校法人に対して寄附を行う場合について、所得税の控除が適用されるなど、様々な税制優遇が設けられています（図表 2-6-4）。

図表 2-6-4 学校法人に係る税制の概要

学校法人に係る税制優遇					
国税	法人税	(1)課税対象 ●教育研究事業 → <b>非課税</b> ●収益事業 → 課税 軽減税率19%〔普通法人：税率23.2%〕※1 (2)みなし寄附金の特例（収益事業所得の教育研究事業への支出） ①所得金額の50%、②年200万円のいずれか多い金額まで損金算入可能（認定NPO法人は2.5%、公益法人等は20%） (3)収益事業の適用除外 私立大学における受託研究収入については、契約において研究成果の公開を規定している等の場合に適用除外			
	その他の税目	<b>非課税</b> 所得税（利子、配当等） 登録免許税（目的外不動産の取得登記を除く） 印紙税（無利息等の条件で行う文部科学大臣の確認を受けた奨学金貸与事業における消費貸借契約書にかかるもの）※2			
地方税	<b>非課税</b> 住民税、事業税、事業所税（収益事業に係るものを除く） 不動産所得税、固定資産税、都市計画税（目的外不動産を除く）				
※1 年800万円以下の部分については普通法人、公益法人等を問わず15% ※2 文部科学大臣の確認を受けた日以降に作成されるものであってR4.3.31までに作成されるものについて適用					
学校法人への寄附に係る税制優遇					
学校法人に直接の寄附	国税 ※3	個人からの寄附	税額控除対象法人 【税額控除額】（平成23年度改正） （寄附金額－2千円）×40% ※所得額の25%が限度額	法人からの寄附	（該当なし）
		特定公益増進法人	【所得控除額】 寄附金額－2千円 ※総所得の40%が上限 ★	【損金算入限度額】 （資本金等の額×0.25%＋当該年度所得×2.5%）×1/4 [一般] ＋ （資本金等の額×0.375%＋当該年度所得×6.25%）×1/2 [特例]	
	地方税	地方自治体の条例により指定された寄附金 【税額控除額】 （寄附金額－2千円）×10% ※総所得の30%が上限 ★	（該当なし）		
日本私立学校振興・共済事業団を經由した寄附（受配者指定寄附金）		国税、地方税それぞれ★と同様	寄附金全額の損金算入が可能		
※3 両方の証明を受けている法人に寄附を行う場合、寄附者がいずれか一方を選択可能					

最近の税制改正においても、私立学校関係の様々な税制優遇措置が認められてきました（図表 2-6-5）。令和3年度税制改正では、祖父母等から孫等に対して教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、祖父母等が亡くなった場合、孫等が23歳以上であれば贈与の残額を相続財産に加算の上、2割加算を適用する（在学中の場合を除く）など、所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長することが認められました（5年3月31日まで）。

図表 2-6-5 学校法人に係る最近の税制改正の経緯

平成 23 年度	・一定の要件を満たした学校法人等に個人が寄附をした場合の税額控除の導入
平成 25 年度	・直系尊属から子・孫に対する教育資金の一括贈与に関して贈与税が非課税となる措置の導入（平成27年度、平成31年度、令和3年度に所要の見直し、適用期限の延長）
平成 27 年度 平成 28 年度	・学校法人の定員・事業規模に応じ、税額控除の対象法人となるための要件を緩和（定員について平成27年度～、事業規模について平成28年度～）
平成 29 年度	・私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充
平成 29 年度 平成 30 年度	・現物寄附へのみなし譲渡所得税の非課税化に係る国税庁長官の承認手続きを簡素化する特例等について、適用対象を拡大（知事所轄法人について平成29年度～、株式への拡充・特定買換資産の創設について平成30年度～）

文部科学省は、税制制度等の一層の定着を図り、私立学校における経営基盤の強化の促進に努めています。各私立学校には、税制上の支援措置を積極的に活用して経営基盤の強化を図り、魅力ある教育研究を進めることが期待されています。

### 3 学校法人に対する経営支援

日本私立学校振興・共済事業団の調べによる令和2年度における入学定員の充足状況を見ると、入学定員の8割を満たしている私立大学は553校（93.3%）、私立短期大学は189校（64.9%）であり、入学者が入学定員の半分未満である私立大学は10校（1.7%）、私立短期大学は14校（4.8%）となっています。また、令和元年度決算において、学納金、寄附金などの自己収入から人件費、教育研究経費などの支出を差し引いたものがマイナスの学校法人（大学を持つ学校法人）は42.5%となっています。

18歳人口の減少等、学校法人を取り巻く経営環境は全体として厳しい状況が続いており、各学校法人には、経営基盤の安定のための努力を積極的に行っていくことが求められています。

文部科学省は、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人運営調査委員による調査を実施し、必要な指導・助言を行っています。また、経営が悪化傾向にある学校法人に対しては、個別に指導・助言を行い、日本私立学校振興・共済事業団と連携の上、学校法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、著しく経営困難な学校法人に対しては、撤退を含む早期の経営判断を促す指導を実施することとするなど、経営改善に向けた指導の充実を図っています。

また、学校法人がその自主性及び公共性を十分に発揮できるよう、学校法人の監事を対象とした研修会や、事務局長等を対象とした協議会を開催しています。

一方、日本私立学校振興・共済事業団は、前述の「私学リーダーズセミナー」、「私学スタッフセミナー」、「専門家人材バンク」など、経営改善の支援や情報の収集・提供業務を行っています。